

第 27 期 事 業 報 告

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当期の輸送人員は、愛知万博 20 周年記念イベント等により、前年比 3.9%増の 1,050 万人となりました。このうち、定期外は前年比 4.9%、通勤定期は 2.8%、通学定期は 3.3%増加しました。

旅客運輸収入は、前年比 4.5%増の 19 億 6 千 1 百万円となり、運輸雑収を含めた営業収益は、前年比 3.3%増の 20 億 2 千 5 百万円となりました。

営業収益が増加したものの、修繕費や電気動力費等の営業費がこれを上回り増加した結果、営業利益は前期に比べ 1 億 8 千 1 百万円減の 9 千 4 百万円となりました。なお、経常利益は 1 億 5 千万円、当期純利益は 1 億 4 千 8 百万円となり、ともに前期より減少しました。

1-2. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	令和 4 年度 第 24 期	令和 5 年度 第 25 期	令和 6 年度 第 26 期	令和 7 年度 第 27 期
営業収益	1,565,785 千円	1,806,332 千円	1,960,333 千円	2,025,826 千円
当期純利益	249,980 千円	339,771 千円	287,779 千円	148,415 千円
一株当たり当期純利益	340 円 16 銭	462 円 34 銭	391 円 59 銭	201 円 95 銭
総資産	2,781,750 千円	3,098,609 千円	3,474,997 千円	3,758,957 千円

1-3. 対処すべき課題

平成 17 年の開業以来、当社線は多くの皆様にご利用いただいております。近年は沿線における大型商業施設の出店や大規模公園施設の開園等に伴い、コロナ禍を除いて大幅に輸送人員が増加しております。

一方で、老朽化設備の集中的かつ計画的な整備や人材の確保・育成が急務であることから、旅客運賃の改定等により収益基盤を整えつつ、これらへの取り組みを強化し、引き続き安全・安定・安心の運行を継続してまいります。

1-4. 主要な事業内容

事業	主要製品
軌道事業	軌道法による一般運輸業及びこれに付帯又は関連する事業

1-5. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	愛知県長久手市

(2) 使用人の状況

従業員	平均年齢	平均勤続年数	備考
男性(63名)	41.8歳	11.5年	愛知県からの派遣社員 1名
女性(21名)	34.8歳	8.6年	
合計(84名)	40.1歳	10.8年	

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 750,000 株
- (2) 発行済株式の総数 734,891 株
- (3) 当事業年度末の株主数 33 名
- (4) 上位 10 位の株主

株主名	持株数	持株比率
愛知県	420,261	57.19
長久手市	113,566	15.45
名古屋市	108,052	14.70
名古屋鉄道(株)	21,343	2.90
豊田市	18,252	2.48
(株)日本政策投資銀行	10,602	1.44
日本車輛製造(株)	4,984	0.68
(株)東芝	4,395	0.60
(株)京三製作所	3,912	0.53
トヨタ自動車(株)	3,630	0.49

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況 (令和 8 年 3 月末現在)
横井 篤史	取締役社長 (代表取締役)	
加藤 寿	専務取締役 (運輸技術担当)	
矢崎 智之	常務取締役 (総務担当)	
片桐 靖幸	取締役	愛知県都市・交通局長
浦川 正	取締役	長久手市副市長
伊藤 大	取締役	名古屋市住宅都市局長
尾田 和之	取締役	名古屋鉄道(株)執行役員経営戦略部長
中村 正樹	取締役	(株)日本政策投資銀行東海支店次長
石崎 正樹	取締役	トヨタ自動車(株)総務部渉外室長
三谷 建介	取締役	中部電力ミライズ(株)名古屋営業本部長
杉本 正博	常勤監査役	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況（令和8年3月末現在）
加藤 昭男	監査役	豊田市都市整備部長
蟹江 健二	監査役	日進市都市産業部長
内木 柔	監査役	瀬戸市都市整備部長

(注) 1. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
監査役	加藤 慎司	令和7年5月26日
取締役	大久保 浩	令和7年6月25日
取締役	鈴木 武	令和7年6月27日
取締役	九鬼 令和	令和7年7月8日
取締役	片桐 靖幸	令和8年3月31日

2. 片桐靖幸氏、浦川正氏、伊藤大氏、尾田和之氏、中村正樹氏、石崎正樹氏、三谷建介氏の各氏とは、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 杉本正博氏、加藤昭男氏、蟹江健二氏、内木柔氏の各氏とは、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	3名	32,869千円
監査役	1名	3,244千円
計	4名	36,114千円

(注) 1. 平成12年6月29日第1回株主総会の決議による報酬総額

取締役 年額40百万円

2. 期末現在の取締役員数 10名（無報酬の非常勤取締役7名を含む）

3. 平成13年6月28日第2回株主総会の決議による報酬総額

監査役 年額10百万円

4. 期末現在の監査役員数 4名（無報酬の非常勤監査役3名を含む）

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 有限責任 あずさ監査法人とは、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

5. 会社の機関

取締役会設置会社、監査役会設置会社

6. 業務の適正を確保するための体制の決議内容及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

当社では、平成18年6月28日第31回取締役会において「内部統制システムの構築に係る基本方針」を定める決議をし、経営の意思決定、職務の執行及びリスク管理等について、その体制を整備してまいりました。なお、同方針について、平成27年5月1日の会社法施行規則改正施行を踏まえ、平成27年6月25日第74回取締役会において、監査役の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項など監査体制の充実に係る改定を決議しております。

① 基本的な考え方

当社は、「法令順守が社会的責任の基本であること」及び「安全で快適な輸送サービスを提供し、地域全体の発展に寄与すること」の基本認識に立って、経営の適法性と透明性を高め、当社の健全な発展のために経営の意思決定、職務の執行及びリスク管理等について、その体制を整備する。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則に基づき、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに、取締役の適正な職務執行が図られるよう監督する。
- ・ 倫理指針等の整備を行い、社員への周知徹底を図る。
- ・ 監査役は、法令や社内規則等の遵守状況を確認し、問題があると認めるときは、取締役に對し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則等に基づき適切かつ確実に保存・管理することとし、これらの文書等について閲覧可能な状態を維持するものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社業務にかかるリスクとして自然災害、事故など経営に重大な影響を与えるリスクが想定される。これらのリスク管理体制の基礎として、社内規則及び対応マニュアル等を整備し、定期的に訓練を実施するとともに、事故及び災害等の発生に際しては、関係規程等の的確な運用により万全の対策を行うものとする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役の職務権限を明確にするとともに、取締役会において、中長期的な見通しの下に年度毎の事業計画及び収支計画を策定し、健全で効率的な経営を行う。
- ・ 日常の職務遂行に際しては、社内規則に基づき、各責任者が職務を遂行する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、特定の社員に監査業務に必要な事項について命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な事項について命令を受けた社員は、当該事項を誠実に執行するものとする。また、その社員は、当該事項に関して取締役等の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹

底する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対して、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款等に違反する事項については速やかに報告するものとする。

- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社内部通報制度規則に則り、報告者には、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。また、報告者の職場環境悪化の防止など、適切な措置をとらなければならない。

- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役から要請があった場合は、弁護士、税理士及び監査法人等に対し派遣依頼を行うなど監査業務への補助体制を整備する。

(2) 「内部統制システムの構築に係る基本方針」の運用状況の概要

当社では、内部統制を推進するため、社内に「内部統制委員会」を設置し、財務・業務適正化、従業員のコンプライアンス意識醸成、リスクマネジメントなどについて、一元的に推進する体制を整備しております。

財務・業務適正化については、会計監査人による監査の他、会計・業務内部監査等を実施しております。また、経理担当者の定期的な人事異動も行っております。

コンプライアンス意識醸成については、毎年10月をコンプライアンス強化月間に定め、社長による職場巡視・訓示の他、全従業員を対象としたコンプライアンス研修、標語の募集等を実施しています。

リスクマネジメントについては、自然災害、事故、火災に対応するため、関連規程等を整備するとともに、事故防止会議による課題検討や不測の事態を想定した訓練等を実施しています。また、毎年度、安全目標を定めて社員の意思統一を行っております。

なお、監査役は、会計監査人による往査に毎回出席するとともに、会計・業務監査及び運輸安全マネジメント内部監査等において、法令や社内規則等の遵守状況を確認しています。また、会社に重大な影響を及ぼす事項やコンプライアンス違反については、速やかに監査役に報告することとしている他、内部通報制度において監査役を通報先に加え、社員からの情報が速やかに伝わる体制をとっております。

第 27 期 計 算 書 類
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,187,733	流 動 負 債	540,833
現金及び預金	1,835,914	未払金	415,712
未収運賃	32,336	未払法人税等	2,070
未収金	85,414	未払消費税等	1,713
貯蔵品	219,513	預り金	256
前払費用	12,769	賞与引当金	34,769
その他	1,784	契約負債	86,209
		前受収益	102
固 定 資 産	1,571,224	固 定 負 債	117,913
軌道事業固定資産	1,464,688	退職給付引当金	106,955
有形固定資産	1,439,342	役員退職慰労引当金	10,957
無形固定資産	25,345	負債合計	658,746
投資その他の資産	106,535	(純資産の部)	
投資有価証券	101,260	株主資本	3,100,210
長期貸付金	31,112	資本金	100,000
貸倒引当金	△ 31,112	資本剰余金	1,236,316
その他	5,274	資本準備金	450,000
		その他資本剰余金	786,316
		利益剰余金	1,763,893
		その他利益剰余金	1,763,893
		繰越利益剰余金	1,763,893
		純資産合計	3,100,210
資産合計	3,758,957	負債・純資産合計	3,758,957

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		
旅客運輸収入	1,961,061	
運輸雑収	64,764	2,025,826
営 業 費		
運送費	1,575,309	
一般管理費	142,020	
諸税	69,409	
減価償却費	144,326	1,931,067
営 業 利 益		94,759
営 業 外 収 益		
受取利息	6,266	
その他	51,339	57,605
営 業 外 費 用		
その他	1,879	1,879
経 常 利 益		150,485
税引前当期純利益		150,485
法人税、住民税及び事業税		2,070
当 期 純 利 益		148,415

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				繰 越 利 益 剰 余 金		
令和7年4月1日残高	100,000	450,000	786,316	1,615,478	2,951,795	2,951,795
事業年度中の 変動額						
当期純利益				148,415	148,415	148,415
事業年度中の 変動額純額	-	-	-	148,415	148,415	148,415
令和8年3月31日残高	100,000	450,000	786,316	1,763,893	3,100,210	3,100,210

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・・・・・・・・・・月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・・・・・・車両運搬具は定率法、その他は定額法

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金・・・・・・・・一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④役員退職慰労引当金・・・・役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主に鉄道による旅客輸送サービスから得られる収益であり、当社は運送約款等に基づき、顧客に対して鉄道輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、旅客の鉄道輸送役務の完了をもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務が充足された時点または履行義務の充足の前の一定時点に前もって受領しております。定期券は有効期間にわたって履行義務が充足されるため、利用開始月からの期間の経過に伴い収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		18,451,913 千円
(2) 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額		
	(建物附属設備)	2,300 千円
	(構築物)	2,601 千円
	(機械装置)	233,714 千円
	(工具器具備品)	264,212 千円
	(ソフトウェア)	13,747 千円
(3) 有形固定資産の期末帳簿価額内訳	(土地)	345,900 千円
	(建物)	554 千円
	(建物附属設備)	24,787 千円
	(構築物)	453,117 千円
	(機械装置)	216,427 千円
	(車両運搬具)	365,514 千円
	(工具器具備品)	33,040 千円
	計	1,439,342 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	734,891 株	—	—	734,891 株

4. 税効果会計に関する注記

税効果会計を適用しておりますが、回収可能性を勘案し、繰延税金資産は計上しておりません。

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、社有車及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、主に元本保証のある預金で行っております。

投資有価証券（社債）は、総合的に判断して、発行体の信用リスクが僅少であると認識しているものについて保有しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	101,260	97,896	△3,364
② 長期貸付金	31,112		
貸倒引当金（*2）	△31,112		
	—	—	—

（*1）「現金及び預金」、「未収運賃」、「未収金」、「未払金」については、現金であること、及び預金・未収運賃・未収金・未払金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
投資有価証券			
満期保有目的の債券	—	100,000	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な取引はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,218円59銭
 (2) 1株当たり当期純利益 201円95銭